

◆ **登録移転の要件**

勤務している宅地建物取引業者の事務所が所在する都道府県に登録を移転することができます。(在職証明書の添付が必要)

また、勤務する予定の宅地建物取引業者の事務所が所在する都道府県に移転することができます。(内定証明書等の添付が必要)

移転先の府県によっては、申請時に宅地建物取引士証(宅建士証)の有効期限が3ヶ月以上必要な場合があります。

◆ **提出書類等**

下記の書類は、移転先が奈良県である場合の書類を参考に記載しています。移転先の都道府県により提出書類が異なりますので、必ず移転先の都道府県の担当課にお問い合わせ願います。

◆ **必要書類等**

- 登録移転申請書 … 2部
- 顔写真…必要枚数は移転先都道府県に確認してください。(奈良県への転入の場合は2枚)
白黒写真は不可、縦3cm×横2.4cm、顔の大きさ2cm程度、無帽、無背景、6ヶ月以内に撮影
- 登録手数料 … 8,000円 手数料の納付方法は移転先都道府県にお問い合わせください
奈良県への転入の場合は「奈良県収入証紙」による納付となります。
- 在職証明書 … 2部 支店名、職名等記載により移転先都道府県で在職するとともに、宅建業に従事していることがわかり、代表者が証明しているもの。

◆ **宅地建物取引士証の有効期限が残っている場合**

- 宅地建物取引士証交付申請書 … 1部
- 顔写真…必要枚数は移転先都道府県に確認してください。(奈良県への転入の場合は2枚)
白黒写真は不可、縦3cm×横2.4cm、顔の大きさ2cm程度、無帽、無背景、6ヶ月以内に撮影
- 申請手数料 … 4,500円 手数料の納付方法は移転先都道府県にお問い合わせください。
奈良県への転入の場合は「奈良県収入証紙」による納付となります。

◆ **登録内容(住所・氏名・本籍・勤務先)に変更がある場合**

- 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 … 2部
- 変更内容により別途添付書類が必要となるため、必ず確認してください。
(住民票、戸籍抄本、退職証明書等)

◆ **手続き**

A県から奈良県へ登録移転する場合	奈良県からA県へ登録移転する場合
<p>・上記の申請書類をすべてそろえて奈良県で事前チェックを受ける。</p> <p>↓</p> <p>・その書類をA県へ申請する。</p> <p>↓</p> <p>(書類がA県から奈良県へ送付され、奈良県で登録の審査を行う)</p> <p>↓</p> <p>・審査終了後、奈良県から登録移転完了のはがきが届く。 (はがきが届くまではA県登録のままです)</p> <p>↓</p> <p>・宅地建物取引士証の有効期限が残っている場合は、(公社)奈良県宅地建物取引業協会へ宅地建物取引士証を受取に行く。</p>	<p>・A県で登録移転に必要な書類を必ず確認し、その書類を揃えA県で事前チェックを受ける。 (都道府県によって必要書類が違うので注意！)</p> <p>↓</p> <p>・その書類を奈良県へ申請する。</p> <p>↓</p> <p>(書類が奈良県からA県へ送付され、A県で審査を行う)</p> <p>↓</p> <p>・審査終了後、A県から登録移転完了の通知がある。 (通知があるまでは、奈良県登録のままです)</p> <p>↓</p> <p>・宅地建物取引士証の有効期限が残っている場合は、宅地建物取引士証の受取。(受取方法はA県から指示)</p> <p>↓</p> <p>審査日数や宅地建物取引士証の受取方法は都道府県により異なるので確認してください。</p>

※ご不明な点は、奈良県 建築安全推進課 総務宅建係 (電話0742-27-7563)までお問い合わせください。

※移転先の都道府県により、提出書類や手続方法が違う場合がありますので、必ず移転先の都道府県にお問い合わせください。

在 職 証 明 書

氏 名

生年月日

年 月 日

上記の者は現在、当社の_____店に勤務し、宅建業に従事し

ていることを証明します。

年 月 日

主たる事務所の所在地

商号又は名称

免許証番号

代表者氏名

代表者印